

個室サウナ店において発生した火災を受け、立入検査を実施します

令和7年12月15日に東京都港区赤坂において発生した個室サウナ店での火災を受け、同様の被害発生を防止し、類似施設の関係者等に対して防火安全対策の徹底を図ることを目的として、令和8年1月5日より相模原市消防局の立入検査を実施します。

1 実施期間

令和8年1月5日（月）から1月30日（金）まで

2 対象

相模原市消防局管内のサウナ設備がある防火対象物 25棟

（注）サウナ設備がある防火対象物とは、相模原市火災予防条例に定める届出があった防火対象物をいう。

3 実施機関

相模原市（消防局）

4 実施項目

防火管理体制及び避難施設の維持管理状況を確認するほか、サウナ設備の出入口の扉等の適切な管理について注意喚起を行う。

以上

問合せ先
相模原消防署査察指導課
電話 042-751-9134
対応責任者 小澤 靖